

~ Topics ~

定期健康診断を実施しましょう。

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行わなければならないことになっています。

検査項目は右の通りです。(一部省略可能な項目を含む)

検査の結果に基づき、健康診断個人票を作成してこれを5年間保存することと、常時50人以上を使用する事業場は定期健康診断結果報告書の所轄労働基準監督署への提出が義務付けられています。

常時使用する労働者

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成19年10月1日基発第1001016号通達で示されています。その中で、一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の(1)と(2)のいずれの要件をも満たす場合としています。

- (1) 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者の場合は、1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者。
- (2) その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分3以上であること。

参考資料 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/dl/s0907-4i.pdf>

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/yokuaru_goshitsumon/roudouanzeneisei/q16.html

【検査項目】

既往歴及び業務歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
胸部エックス線検査及び喀痰検査
血圧の測定
貧血検査
肝機能検査
血中脂質検査
血糖検査
尿検査
心電図検査



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

2 February 2014

~ 労務・税務スケジュール ~

労務	2/1~2/28	1月分の社会保険料の納付
税務	2/1~2/10	1月分の源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付